

令和元年6月に公布された「新・担い手3法」(建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正に関する説明会を開催しました。

説明会の概要

日時 令和元年7月22日(月) 13:30~16:30
場所 札幌第1合同庁舎 2階講堂
参加者 建設企業・地方公共団体等に所属する者
194名

内容

- ①「新・担い手三法について」
～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～
～国土交通省 土地・建設産業局
建設業課 建設業政策企画官 平林 剛 氏～
 - ・建設業の働き方改革の促進
 - ・建設現場の生産性の向上
 - ・持続可能な事業環境の確保
 - ・その他(改正建設業法等関係) 等
- ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」
～国土交通省 大臣官房
技術調査課 建設システム管理企画室 課長補佐 谷口 昭一 氏
国土交通省 土地・建設産業局
建設業課 入札企画指導室 課長補佐 前川 翔 氏～
 - ・公共工事の品質確保の促進に関する法律これまでの経緯
 - ・公共工事の品質確保の促進に関する法律改正内容
 - ・公共工事の品質確保の促進に関する法律改正事項に関する取組 等



新・担い手3法(建設業法、入契法、品確法の一体的改正)については国土交通省HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html